

少子化社会の子育て環境づくり（「巣づくり支援」）

- 「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）に基づく施策の推進
- 特に、出生率の低い都市部における総合的な子育て環境づくり（巣づくり支援施策）を推進

現状と課題

- ・平成17年に人口減少社会に転じ、同年の出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と過去最低
- ・急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題
- ・特に、出生率の低い都市部※において、子育てしやすい環境づくりが課題

※ 合計特殊出生率の全国最低は、東京都の0.98（平成17年）

施策の内容

○新婚・子育て世帯に適した住宅確保の支援

- ・地域優良賃貸住宅制度（仮称）において、**家賃減額助成により子育て世帯に対して支援**
- ・結婚や子供の成長にあわせて間取りを変更でき、**長寿命の住宅の取得や供給を証券化ローンの金利優遇や建設費補助により支援**
- ・**高齢者所有の戸建て住宅等を新婚・子育て世帯等へ円滑に賃貸する制度により支援**



○育児しながら働くための支援

- ・ITを活用し、育児しながら働くための**テレワーク※の普及を促進**
 - ・タクシーによる保育所等への**育児支援輸送サービスの普及・定着を推進**
- ※ ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方



○子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくり

- ・自然に触れ合い、自由に遊べる**都市公園、みなと、水辺、海辺などの交流空間の整備を促進**
- ・通学路等において安全・安心な歩行空間ネットワーク形成のために**重点的な歩道整備等を推進**
- ・公共施設等における**犯罪防止に配慮した設計による整備等の推進**や、地域関係者の連携による安全・安心な市街地形成の体制づくりをモデル的に行い、**安全・安心まちづくりの指針を策定**
- ・登下校時の安全確保のため、**地域の路線バスをスクールバスとして活用する取り組み**について、地域の関係者との連携による、円滑な導入と普及を促進



施策の効果

- 家族が安心して住むことができる**子育てに適した居住空間**を確保。
- 子どもたちが安全な街で生活し、自然とふれあう中で**のびのびと成長できる環境**を確保。
- 男女がともに、仕事と家庭を両立し、**しっかり育児をしながら社会の中で個性と能力を発揮することができる環境**を確保。

バリアフリー新法に基づく総合的バリアフリー化の推進

■ 総合的・一体的なバリアフリー化の実現へ向けた施策を展開

現状と課題

従来のハートビル法、交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成18年6月に成立したことを受け、同法に基づく総合的・一体的なバリアフリー化を推進することが必要

バリアフリー新法による施策

バリアフリー新法の制定

より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、従来のハートビル法、交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図った新たなバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成18年6月に成立

基本方針の策定及びバリアフリー化目標値の設定

- ◆主務大臣は、**移動等の円滑化の促進に関する基本方針**を策定
- ◆バリアフリー化対象施設、車両等に係るバリアフリー化目標値を設定

基本構想制度の拡充

- ◆策定エリア（重点整備地区）の範囲を拡大
- ◆特定事業の範囲を拡大

責務規定の新設

- ◆心のバリアフリーの推進（国及び国民）
- ◆**スパイラルアップによる持続的・段階的発展（国）**

当事者参加プロセスの確立

- ◆基本構想の作成に係る協議会制度を創設
- ◆住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

対象施設の拡充

- ◆公共交通：**福祉タクシー**を車両等として新たに追加
- ◆バリアフリー化対象施設として、一定の**道路**、路外駐車場、都市公園を追加

平成19年度において行う施策

平成18年中に、平成22年までのバリアフリー化目標等を定めた「**移動等円滑化の促進に関する基本方針**」を策定・公表し、各分野における目標達成に向けた取組を加速



全国バリアフリー会議（仮称）及び地域連絡会議（仮称）の開催やバリアフリーをめぐる紛争解決に係る知識・情報の共有により、**スパイラルアップのための体制を確立**



共同配車センターの設置、計画的な福祉車両の導入及び配車を行う人材の育成等に対する支援により**福祉輸送の普及**を推進



重点的にバリアフリー化を実施する地区において整備状況を把握し、**重点的な歩道のバリアフリー化**を実施



施策の効果
平成22年までのバリアフリー化目標を達成し、
総合的・一体的なバリアフリー化を実現

重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの確保

- 住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進
- 公営住宅、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の機能向上により重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを確保

現状と課題

○公営住宅（対象：低額所得者）

入居収入基準が国民所得水準や民間の家賃水準等の変化を適切に反映したものとなっていない結果、応募倍率が全国で高水準（9.7倍）となるなど、真に住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況。

○公営住宅を補完する公的賃貸住宅（特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等）

特定優良賃貸住宅の空家率が全国で6.6%となるなどの需給のミスマッチが存在。

○民間賃貸住宅

民間賃貸住宅経営者の15.8%が高齢者、子育て世帯等に対する入居制限を行っている状況。

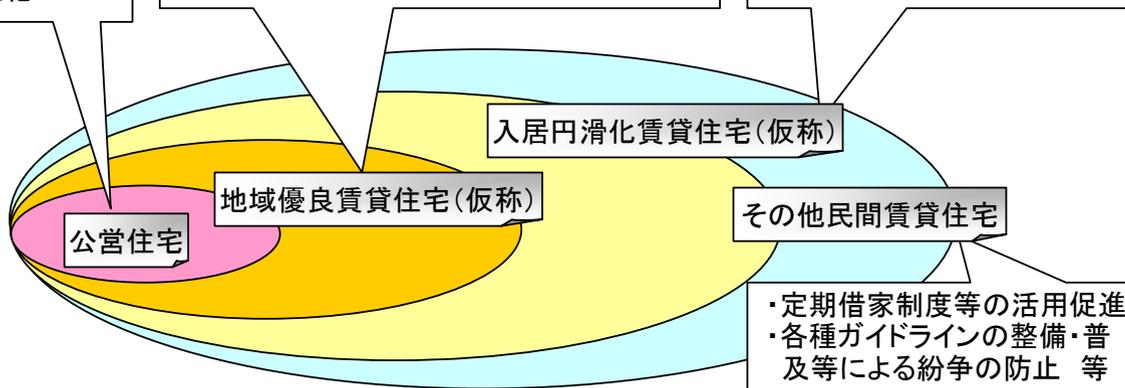
【（財）日本賃貸住宅管理協会調べ】

施策の内容

・収入基準を見直し、入居階層を適正化

・公営住宅を補完する公的賃貸住宅を地域優良賃貸住宅へ再構築
・柔軟な転用等を可能とすることなどにより、機動的かつ的確に居住の安定を確保

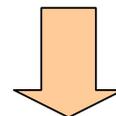
・高齢者、子育て世帯等に対する入居制限を行わない民間賃貸住宅を登録し、その物件情報の提供等を実施



重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

施策の効果

各種の賃貸住宅ストックと低額所得者、高齢者、子育て世帯などの施策対象のミスマッチを解消



これら住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定を確保

海岸漂着ゴミ対策の推進

■ 海岸漂着ゴミに対する新たな支援措置の創設

現状と課題

- ・ 日本沿岸では、国内に限らず外国由来のものを含めた海岸漂着ゴミが大量に漂着。
- ・ 海岸漂着ゴミが異常に堆積し、それを放置した場合、海岸保全施設の防護機能の阻害や良好な海岸環境の悪化が懸念。
- ・ しかしながら、発生源が外国を含め様々であることや漂着ゴミに関係する部局が多数に上ること等から、未だ有効な対策が講じられていない状況。
- ・ 平成18年4月、漂流・漂着ゴミ対策について、関係省庁による局長級の対策会議を設置し、実効的な対策を検討。（平成18年度末までに、当面の対策をとりまとめる予定。）



大量のゴミが漂着した海岸

施策の内容

- ・ 海岸管理者の別なく、全ての海岸保全区域を対象として、海岸保全施設への機能阻害をもたらす大規模漂着ゴミの処理に対する新たな支援措置を創設。
- （「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」（予算補助）の対象を現行の「流木等」の他、「漂着ゴミ」も追加し、拡充。）

施策の効果

これまで有効な対策が講じられてこなかった海岸漂着ゴミへの対策が可能



- ・ 海岸保全施設の防護機能確保
- ・ 良好な海岸環境の確保